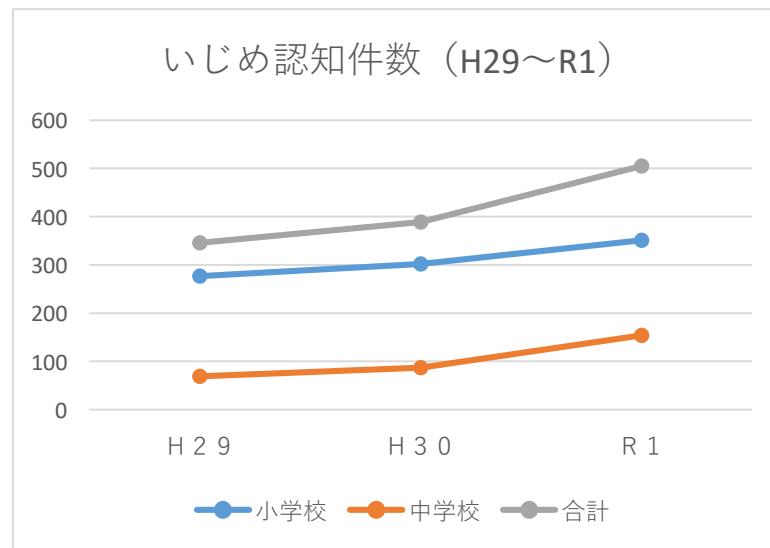


笠間市いじめ認知件数(H29～R1)

	H29	H30	R1
小学校	277	302	351
中学校	69	87	154
合計	346	389	505



	いじめの様態(内容)		回答数
	* 複数回答		
H29	1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	157
	2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	50
	3	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	26

	いじめの様態(内容)		回答数
	* 複数回答		
H30	1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	206
	2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	74
	3	仲間はずれ、集団による無視をされる。	38

	いじめの様態(内容)		回答数
	* 複数回答		
R1	1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	286
	2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	83
	3	仲間はずれ、集団による無視をされる。	51

笠間市いじめ防止対策推進条例（案）の制定について

1. 背景

平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念、国及び地方公共団体等の責務、基本方針の策定や重大事態への対処等について定められたところです。

また、茨城県においても「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、学校や教育委員会、保護者らの責務が明記され、いじめの根絶に向けて学校、家庭、地域が連携し、社会全体でいじめの問題に取組むことが定められております。

2. これまでの本市での取組

本市では、平成 25 年 12 月に「笠間市いじめ防止基本方針」、学校においてもこれまでに「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、警察その他関係機関等との連携による、いじめ防止等対策のための組織を設置し、いじめ防止対策の推進に関する協議等を行ってきたところです。

また、「いじめ・不登校等への対応の充実」を図るべく、児童生徒や保護者が悩みを気軽に相談できる環境の整備、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員等の人的配置、さらに「命を大切にする教育の推進」を掲げ、自殺予防に対応するための授業の計画的・系統的な実施など、いじめの防止等に向けた先進的な施策を推進してきたところであります。

3. 制定の目的

国の「いじめ防止対策推進法」や「茨城県いじめの根絶を目指す条例」の施行を受け、教育委員会や学校はもとより、市を挙げて一層いじめの防止等に向けた対策に取り組み、学校内外を問わずいじめが行われなくなるよう努め、本市の児童生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境を実現することを目的とした条例を制定するものであります。

4. 条例（案）の概要

（1）笠間市いじめ防止対策推進条例（案）

条例では、児童生徒に対するいじめの防止等の対策の基本理念、いじめの未然防止や早期発見及びいじめの対処に係る措置を定めるとともに、市、教育委員会、学校、教職員、保護者の責務及び児童等、市民等の役割、いじめ防止基本方針を策定すること、市の施策に関する基本的な事項やいじめの防止等のための組織を設置することを定めています。

*組織の設置に伴い「笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」も改正予定

笠間市いじめ防止対策推進条例（案）（概要）

第1 総則（第1条から第10条）

（第1条）目的

- 学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

（第2条）定義

- いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（第3条）基本理念

- 児童等が安心して学習や活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずに、いじめが行われなくなるようにする。
- 児童等をいじめから確実に守るとともに、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめに関する理解を深め主体的に行動できるようにする。
- いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組む。
- 市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題の克服を目指す。

（第4条）いじめの禁止

- 児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

（第5条）市、教育委員会の責務

- いじめの防止等のための対策を講じる。
- 関係機関等と連携し、児童生徒の健全育成に係る事業の充実に努める。

（第6条）学校及び学校の教職員の責務

- 児童生徒の保護者、市民等、関係機関等との連携
- いじめの防止等に取り組み、児童生徒に対しいじめの疑いが認められる場合には、適切に対処する。

（第7条）保護者の責務

- いじめを行うことのないよう、いじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、必要な指導を行うよう努める。
- 保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

第2 いじめ防止基本方針（第11条、第12条）

1. 笠間市いじめ防止基本方針（法第12条）

- 法第12条に基づき、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定める。
策定と公表を義務付け（法律：策定の努力義務）

2. 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

- 法第13条に基づき、学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定める。
策定と公表を義務付け（法律：策定の義務）

第3 基本的施策（第13条から第18条）

（第13条）いじめの未然防止のための施策

- 命と心の大切さ・尊さについて学ぶ機会の提供
- いじめを未然に防止するための対策を講ずるため学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携
- 全ての教育活動を通じ道徳教育、人権教育、体験活動及び生徒指導の充実を図る。

- 校内にいじめの防止等の対策のため組織を設置する。
- 児童等の保護者及び市民等と連携し、いじめの防止等に関する活動を実施 等

（第14条）いじめの早期発見のための施策

- いじめに関する実態を的確に把握し、発見したいじめに対し、迅速かつ適切な措置を講ずる。
- いじめに関する相談体制の整備及び充実
- 在籍する児童等に対する定期的な調査 等

（第15条）いじめへの対処のための施策

- 児童生徒の安全を確保及びいじめを行った児童等に適切な指導
- いじめに関する情報の収集、及び教育委員会への報告
- 法第26条の規定に基づき、必要に応じ出席停止を命ずる。 等

（第16条）学校の教職員の資質の向上

- 専門的知識に基づき、教職員に対する研修の充実を図り、資質の向上に努める。

（第17条）いじめの防止等に係る情報提供及び啓発

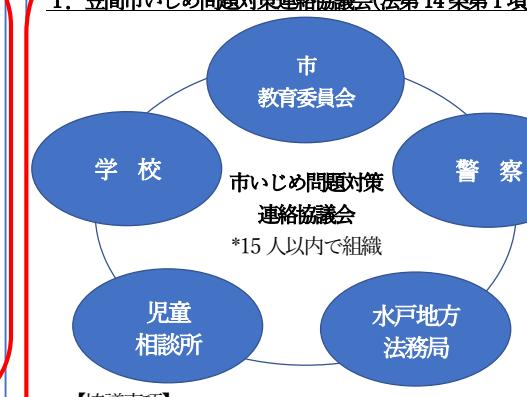
- いじめに係る相談又は通報の方法その他必要な情報の提供及びいじめの防止等に係る啓発

（第18条）インターネットを通じて行われるいじめの防止等

- 学校その他関係機関等と連携し必要な措置を講ずる。

第4 いじめの防止等のための組織及び重大事態への対応（第19条から第24条）

1. 笠間市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項）



【協議事項】

- ・いじめ防止対策の推進に関する協議
- ・関係機関等の連携に関する協議 等

（第22条）重大事態への対応

- 教育委員会が市いじめ問題専門委員会に調査を行わせ、調査結果を市長に報告

（第23条）再調査の実施

- 市長が市いじめ問題調査委員会に調査を行わせ、調査結果を教育委員会及び議会に報告

（第24条）再発防止のための措置

- 市長及び教育委員会は調査事案への対処、再発防止のための必要な措置

2. 笠間市いじめ問題対策委員会（法第14条第3項）

市いじめ問題専門委員会
*10人以内で組織

重要事項の諮問
重大事態の調査依頼
重要事項の意見
重大事態の調査報告

教育委員会

3. 笠間市いじめ問題調査委員会（法第30条第2項）

市いじめ問題調査委員会
*5人以内で組織

市長

議会

第5 補則（第25条から第27条）

（第25条）個人情報の取扱い

- （第26条）市長及び教育委員会の連携
- （第27条）委任

笠間市いじめ問題重大事態対応フロー図



法：「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)